

MeiSeiZei

SPRING 2016 No. 207



『To My Dear 名青税』

「2年間という短い期間ですが、太く短くがんばります!」平成22年12月4日(土)名青税新入会員歓迎会で入会を決めたあの日から、何故か、すでに5年の月日が経ちました。

奇しくも、入会直後に新入会員歓迎会の感想について原稿依頼を受け、名青税会報春号に掲載されました。今回、私が正会員として最後の発行となる本号の原稿を担当させていただくのも何かの巡り合わせかもしれません。

ご存じのとおり、名青税には40歳定年制度があります。私は入会時39歳であり、冒頭の発言に繋がるわけです。その後規約改正によって一定条件に該当する会員に限って、入会から5年間は、正会員を続けることが出来るようになりました。そして間もなく、私はその期間の満了を迎えます。

名青税との出会いは、同期の友人から「名青税っていう若手税理士の会に入会しようと思うけど、一緒にどう?」と誘われてついて行ったのがきっかけです。既に青年ではない事を自覚していた私ですが、とにかく2年間を全力で駆け抜けると宣言しちゃった以上、やるしかありません。

正直、今思えば訳もわからず目の前にある課題に追いかけていただけでした(まあ、今も余り変わっておりません)が、1年目から全青税シンポジウムの壇上に立たせてもらい、たくさんの方と出会い、また可愛がっていただき、楽しい2年間を過ごしました。「あ~、名青税やってよかった」と自己満足に浸っていたところ、規約改正となった訳です。

いや、困った。私の予定になかった「3年間」がエクステンドされようとしている。この時は、さすがに悩みました。職場や家庭のこともある。いや、そもそももう青年じゃないし、どんな顔して延長出すの。むしろこれは留年なのか?何より自分の気持ちの整理がつかない。いろいろな葛藤の中、期限ぎりぎりに、「えーい、迷うならやってみてから考えろ。」なんとも場当たり的ですね。

さあ、勢いで始めた3年間の延長生活はどうだったか。全青税の活動も経験し、結局5年間全青税シンポジウムは皆勤、より深く税制や税理士制度に頭を悩まし、仲間と議論し、そしてよく遊びました。充実した5年という時間を頂けたことに『今』感謝の言葉しかありません。

さて本年度は、今後の名青税をどうすべきか、またどうあるべきかについて、理事会等をとおして議論してきた事、会員の皆様にも周知いただいていると思います。

私事ですが、延長を決めてから、何故自分はここに留まっているのか、何ができるのか、考るようになりました。そして、今、自身の体験と主觀に従えば、全国の各単位青税の中でも名青税は懐の広い組織であり、会員一人一人が自分のペースで自分のチャンスをつかみチャレンジできる希有な存在だと伝えたい。そして、物事の本質について、忌憚のない意見交換が出来る素敵な場所だと。そして、限られた時間の中で懸命に紡ぎ出したことを、次の世代に繋いでいく事が、やはりすばらしさだと思います。これからも、名青税にふれられる方が、もっともっと繋がっていくことを祈っています。

親愛なる名青税へ。ありがとうございました。そして、これからもよろしく。

CONTENTS

- | | |
|---------------------|----------------|
| 01-「To My Dear 名青税」 | 08-名青税シンポジウム |
| 02-名古屋税理士会役員との懇談会 | 新入会員歓迎会 |
| 05-名青税家族懇親会 | 10-青年税法ディベート大会 |
| 06-第48回 全青税 さいたま大会 | 11-税理士職業セミナー |
| 07-全青税秋季シンポジウム | 名青税無料税金相談会 |
| | 12-INFORMATION |



研究副会長 新開 章

名古屋税理士会役員との懇談会議事録

■日時..平成27年11月5日(木)15時00分~17時30分
■場所..税理士会ビル8階会議室
■司会..濱田和希会務検討委員長(名古屋青年税理士連盟)
■議事録作成者..山田真也総務副部長(名古屋青年税理士連盟)



1. 名古屋青年税理士連盟
会長挨拶 水野誠
2. 岐阜青年税理士連盟
会長挨拶 橋本武彦
3. 名古屋税理士会
会長挨拶 西村高史
4. 自己紹介
5. 質疑

(1)研修全般について

名青税 岐阜などはサテライト会場が用意されています。例えば名古屋で勤務されている会員の中には中津川や多治見から通っている会員もいるかと思いますが、支部が違うという理由から、わざわざ名古屋の会場に行って受講する又はライブ配信により受講するという方法となってしまいます。所属支部でない会員がサテライト会場で受講できるということは検討されていないのでしょうか。

名古屋会 サテライト会場での受講に関して規制はないと思いますし、研修の受講方法は色々な選択肢があったほうがいいと思います。研修部の基本理念としては会員全員がいかにストレスなく研修を受けられるかがメインとなっています。そういった細かいところにまで注意が向けられるようにしていきたいと思います。

名青税 会則により36時間の研修受講を会員に対して義務付けています。税理士法人勤務の場合等研修に参加することが難しい会員がいるという実情があるなかで、36時間の義務を課すことはあまりに厳しいという意見と仮に義務化をするのであれば、コンテンツを揃えてからにすべきではないかという意見もあります。また、オンデマンドの方向性について説明を頂きたいです。

名古屋会 根本的には所属税理士に研修を認めないことに問題があるとは思いますが、実情として、受講することが困難なケースも想定されます。そのため、どこでも研修を受講できるようなシステムを用意しました。本稼働としましては平成28年の第1回統一研修会から開始されます。

名青税 使用者責任として会則の中で親方税理士が所属税理士に研修を受けさせる義務を課すことは検討していないのでしょうか。

名古屋会 検討ていませんが、所属税理士も36時間の義務があることを使用者には理解してもらいたいと思っています。

名青税 オンデマンドの試みには共感できます。ただし、オンデマンドはインターネット上の話であるため、名古屋に限定する必要はないと思いますので、日税連単位で導入していただけるよう働きかけをしていただきたいと思います。

名青税 議員の研修受講義務の免除について質問をさせて頂きます。能力担保等のため、研修受講の義務化が定められた中、議員についてはどのような理由により免除の対象となっているのでしょうか。

名古屋会 現在、日税連研修部で、研修細則のすべてを根本から見直しています。その中で多数の意見が出ており、同様の意見もあるため、日税連からのアクションがあるかもしれないですが、現段階としましては意見を投げかけている段階となっています。

名青税 職業的地位のみで研修を免除し、税理士を統ければ、名義貸しなどの問題が生じる可能性も出てくると思います。そういうことも考えて、襟を正すよう税理士会ももう一度会則を

見直していただきたいと思います。

名青税 研修の義務化に際しまして、HPで何からかの方法により公表することとなっていますが、具体的な公表方法は決定しているのでしょうか。

名古屋会 平成31年10月に平成30年度の分から税理士検索サイトに公表される予定となっています。それに備え平成28年度中に日税連が研修受講システムを導入し、29年度に試験運用、30年度に本格運用との大筋は決定しています。

名青税 研修受講義務を果たせなかった会員に関して、議員については研修時間を掲載した上で議員の項目に該当しているため免除となっている旨が公表されるのでしょうか。また、免除の方についても、研修時間を掲載して、一定の理由により免除となっている旨が公表されるのでしょうか。

名古屋会 その予定です。



(2)マイナンバー制度への対応について

岐阜青税 マイナンバー制度について、中小企業に身近な税理士が情報提供をしていかなければならぬことは思いますが、名古屋会として会員に対してどのような情報提供を行っていく予定があるのでしょうか。実際施行されてから現場から諸問題があがってきたとき、名古屋会として関係省庁にどのように提言していく予定をしているのでしょうか。

名古屋会 名古屋会の会員向け広報については、マイナンバーのプロジェクトチームがあり、そこに関連各部の部長が所属しています。業務対策部、制度部、総務部が中心となり、各種対策を進めています。業務対策部では会員向けの講師派遣、制度部では外部団体への講師要請の対応、総務部では名古屋会の事務局の対応として会員に対してどのように制度上対応していくかを中心に動いています。施行後は支部長に各支部で質問を集めていただき、支部長から名古屋会宛に提出してもらった質問状に対して各所轄の部から回答するという制度としていきます。各省庁への働きかけは、平成27年10月末頃、日税連から資料が届き単位会から質問等があれば提出し、各単位会へフィードバックする仕組みが出来上がりつつあります。日税連の各省庁への対応は確認できていないところはありますが、日税連からは、日税連で不明点等を各関係省庁へ質問したうえで回答すると聞いています。

名青税 社労士会発行の月刊社労士27年5月号の中のマイナンバーの取扱いに関する記事で、賃金計算事務の延長にある年末調整事務についても法定調書の作成及び税務署への届出を除き、社労士が行うことができる業務との説明に

出席者

名古屋税理士(名古屋会)
 西村高史会長 今井正義副会長 飯島明伸総務部長
 前原明弘副会長 岩田勝司副会長
 久野完治副会長 菱田裕之副会長
 平昌彦副会長 水野博信専務理事
 鈴木朋宏副会長 酒井正勝専務理事

名古屋青年税理士連盟(名青税)
 水野誠会長 美谷脇東治副会長 濱久人部長 橋本武彦会長
 仙田浩人副会長 土屋広高委員長 兵藤弘隆部長 塚下順司副会長
 妹尾明宏副会長 濱田和希委員長 山田真也副部長 折戸俊行副会長
 新開章副会長 安藤宣貴委員長
 佐藤昌哉副会長 小栗大樹委員長

岐阜青年税理士連盟
 橋本武彦会長 塚下順司副会長 折戸俊行副会長

対して、日税連の池田前会長から年末調整事務については異なることの申し出を行ったとあります、名古屋会としては社労士会に対して働きかけをする予定はあるのでしょうか。

名古屋会 日税連の専務が社労士会に質問書を持ってきましたが、回答が返ってこない状況です。名古屋会として対応は考えていませんが、改めて税理士会として年末調整は税務であり、税理士法違反との主張をしていますので、目に余るようであれば情報提供をお願いしたいと思います。名古屋会としても申し入れを行っていくなければならぬことです。税理士法違反について国税局に話すことがあります、偽税理士については税理士ではないため、国税局としては動けないことです。社労士に限らず偽税理士については国税局に情報提供を行いますが、国税局がそれをもとに処罰、処分をすることはできません。

名青税 毎年、年明け頃に偽税理士の通報の案内がますが、社労士で年末調整を行っている人も記載してもらえば会員から情報が集まると思いますので、ご検討頂きたいと思います。

名青税マイナンバー制度については罰則があるため、不安を持っている人が多いですが、一般国民が欲しいのは最新情報です。情報提供の手段として会員向けの研修ももちろん必要ではありますが、例えばHPにアップするなど最新情報や変更箇所を何かしら受け取れる仕組みがあるといいと思います。税理士が知つておいた方がいい最新情報を集められる方法があるといいと思います。

名古屋会 日税連のHPには最新情報が載っていますのでそちらをみていただきたい。マイナンバーのガイドブックについては雑形があり、編集も可能となっていますので周知していただきたいと思います。契約書、覚書等の標準的な様式は平成27年5月から掲載されており、そのあと研修等も名古屋会特別研修で行っています。各事務所での体制づくりを会務報告でも伝えていますが、研修の出席率が4割程度しかないといったところもあり難しい状況です。

名古屋会 広報部としては会報誌、名古屋会HP、会員に対する対内広報を中心に考えており、基本路線としては意識づけのためにも会報誌でマイナンバーの記事を業務対策部、制度部で順番に記事を掲載しています。重く考えていない会員もたくさんいるため、毎号掲載しようとしています。HPは現在リニューアル中で、情報として入った時には広報部の判断で掲載している状態です。名古屋会としても横の連携をとりながら、HPの充実もていきたいと思います。

初めてであったこともあり、スムーズに見られたかというとそうではなかったと思います。そのあたりの改善も含め、立会演説会のことも将来的な視野にいれていくという意味では検討していかたいと思います。

(4)税理士法改正について

名青税 総会での質問と同様ですが、税理士法3条3項の公認会計士の自動付与の改正について総会以後動きがあったのでしょうか。国税審議会、公認会計士の実務補修団体、日税連等の動きについて情報があれば教えていただきたいです。

名古屋会 日税連はわかりませんが、制度担当として情報は何もありません。会計士側から何か情報がない限り、税理士会側から積極的にどういう試験になるのか等の情報収集のための働きかけをする、との話は聞いていません。



名青税 名古屋会としては待ちの状態で、何もしないということでしょうか。

名古屋会 現段階ではそのように答えざるをえません。

名青税 国税審議会自体は委員が20人以内の学識経験者で構成されており、おそらくその中の5名で組織された税理士分科会によって研修が適正かどうかの判断をすることになると思います。あまり動きがない状況を考えると、正直、今の体制では難しいのではないかと思います。

名古屋会 総会でも回答しましたが、税理士法改正があり、現状動きがありません。今のところは、税理士法改正に伴って、制度の周知、定着を図る段階であり、今後の展開を見ていくだけかと思います。方向性としては国税審議会が主催する講習を受けていただき、終了検査をパスしていただければ、資格試験を経た我々税理士と同様の適格者が出てくるようになると今は考えています。

名青税 実際できるのでしょうか。国税審議会が実務補修団体である日本公認会計士協会、一般財団法人会計教育研修機構の実施する研修を指定することになるとは思いますが、国税審議会が出てきたものを拒否することができるのでしょうか。



名青税 事後に判明した場合に何も手当もされない制度は欠陥であると思いますのでそこは手当をしていただきたい。また、役員となられる方たちが税理士会をどうしたいかという思いが、会員としては一番知りたいところです。立会演説会、公開討論会といったものの検討はしていただいているのですか。

名古屋会 選挙としての動画の配信は今回が

名古屋会 研修内容が出てきて話題となり、国税OB、弁護士、会計士を巻き込む問題となるのではないかでしょうか。公認会計士の実務補修団体がどういった研修を実施するか楽しみです。話題となれば、一般世間の人たちにとっても税理士や会計士の線引きがつく機会になってくるのではないかでしょうか。



名青税 前回の日税連理事会を傍聴させていただいた際、その場において神津会長が所信表明のご挨拶をされておりました。制度問題に関して3条問題に係る積み残しや改正されなかつた部分をもう一度見直すこと、それとは別に次の税理士法改正に向けてグランドデザインを描くことといった趣旨の発言をされていた中で、3条問題は弁護士と国税OBについても検討したいと明確に発言されていました。今回の税理士法改正における公認会計士の実務補修団体についても気になりますが、次期の税理士法改正で国税OBの問題について本気で取り組むつもりがあるのでしょうか。日税連の現執行部はまだ始まったばかりですが、少し状況を聞かせていただきたいです。

名古屋会 国税OBの専門性は業界を支るために必要との意見もあります。そのため、現状で税理士資格を持っているなかでは仲良くうまく折り合いをつけていくべきでは、という意見もあるとしか答えようがありません。

名青税 そのご意見では、会計士協会が税理士法改正前に新聞広告等で行っていた国税OB、税理士試験合格者、公認会計士とタッグを組んで頑張ろうとするキャンペーンと全く同じ話となってしまいます。その意見に真っ向から反対していた税理士会としてはそれを是とすることは難しいのではないかでしょうか。

名古屋会 制度としての問題とすれば今回の税理士法改正にしても国税OBについては現職時代に懲戒を受けた者に関しては拒否理由となる改正があったわけであり、入り口は狭くなっています。わずかかもしれないですが前進していることは確かだと思います。

名青税 しかし、公認会計士だけ、弁護士だけを取り上げたため、業界問題であると言われるに至ったのではないかでしょうか。かなりの割合で国税OBがいることは間違いない、国税OBが専門性を持っていることはわかりますが、懲戒処分対象となる事件の報道は後をたちません。国税OBだから不正行為を働くわけではないと思いますが、国税OBでないと起こりえない事件が多いと思います。制度として国民の理解を得るために、やはり試験合格が原則であると考えます。試験制度がある資格のなかで試験による合格者の割合が

50%を切っている現状はおかしいとしか言いようがありません。

名古屋会 100%試験合格でなければならないということは正論ですが、そもそも税理士法が税理士のための法律ではなく、国民、納税者の法律であることからすれば、税理士が100%試験合格者であるべきという厳しい目標は緩くなるのではないかでしょうか。制度の問題とすると100%試験合格者でなければならないという結論以外は出でこないと思うところではあります。

名青税 100%とは思っていません。原則が試験合格で、特例が免除であるにも関わらず、特例のほうが人数的に多いという状況に問題があり、改善しなければならないと思っています。青税は韓国の税務士と交流があり、韓国は実際に国税OBの免除を無くしましたが、彼らは国税OBと面と向かって対峙して、議員立法で進めたことが一つの勝因であったと思います。今回は政府側にお願いしたからこそスムーズにいったという意見もあれば、政府側にお願いしたから出せない意見もあったと思いますので、次期改正に向けては、戦略も含めて考えていただきたいと思います。



(5)税制改正について

名青税 消費税の軽減税率についてですが、この制度を導入してしまうと実務の煩雑さや、コストは大変なものになると思います。実務の動きとしては世論の動きを受け入れるしかないのでしょうか。現状、名古屋会や日税連で働きかけや動きはあるのでしょうか。

名古屋会 我々としては複数税率については反対の姿勢です。消費税は社会保障に使われる税金ということが大原則です。逆進性の問題や納税者である事業者の煩雑さを考えれば基本的に複数税率の導入は反対です。これはプレることなく言い続けていきたいと思います。

名古屋会 税理士会の対応が難しいのは、反対団体としてのレッテルを張られるより、唱えながらも現実、技術的に制度をより良い方向へと主導していく立場として入っていきたいと思っているのではないかでしょうか。

名青税 所得税について日税連建議書の中で給与所得控除と公的年金等控除の縮減廃止等が出ています。一方、名古屋会では基礎控除の拡充を強く主張しているように思います。給与所得控除や公的年金控除のあり方については、その性質などから理論的には縮減・廃止の方向性は理解できるところですが、およそ納税者の9割を占める給与所得者、公的年金受給者の所得控除を削減することにあたり、基礎控除の話が建議書の中ではそれほど大きく取り扱われていな

いことに税理士としても国民感情的にも違和感を覚えます。名古屋会としては建議書を受けて今後の流れとして、所得税は基幹税として財源調達機能の回復が必要であることは間違いないと思いますが、その手法として最低生活保障としての基礎控除とセットで論じなければならないのではないか、といったことを検討しているのでしょうか。名青税でも所得税について意見書を書こうとする中で基礎控除、所得控除については特に重要視して考えているのですが名古屋会としてはどのように考えているのでしょうか。

名古屋会 日税連の建議書は緊急要望項目の第3項に給与所得控除の削減と年金の控除を挙げており、ここ数年は名税政もそれに合わせていましたが、今年そこは載せていません。理由は給与所得控除、年金控除を減らせと読めてしまうためです。これは所得税制の一体改革の中で議論するべきとの考え方です。

名青税 名青税でも今年初めて意見書を作成しており、どんなことがあっても納税者のほうをみていくことが伝わるような意見の出し方ができるように考えています。欠損金の話については日税連の建議書の所得税についての『今後の改正に対する基本的な考え方』の中で、土地税制について欠損金の他の所得との損益通算ができるようにする旨の要望がありますが、分離課税か総合課税とするべきなのは触れていません。そのあたりの方向性も包括所得概念の中での総合課税か分離課税かを名古屋会としてどのように導いていく予定でしょうか。基本的には租税特別措置法で時限立法を放置している状態はよろしくないと思いますかいかがでしょうか。

名古屋会 平均課税を採用することによって分離課税をなくして総合課税にする意見は研究所などでもでているので、なるほどと思います。ただその意見をいきなり調査部に取り入れて、というところまでにはきていないため、今後の検討材料にはしてみたいと思います。

名青税 公開討論研究会では、第3チームの資産課税について、現在、租税特別措置法により分離課税として上場株の譲渡益、配当が2割という軽課の状態で放置されることは確かに問題があるとは思いました。また、株等の譲渡損が株式の利益でないと損益通算できないことに対する問題提起に関してなどとても良い論文だったので、ぜひ名古屋会調査研究部の中でも検討していただきたいと思います。

名古屋会 国税庁としてはそのあたりの税収を逃がさないという配慮でやられていると思います。単なる税収の増減という話ではありませんが、名税政への活動も含めて検討させて頂きます。

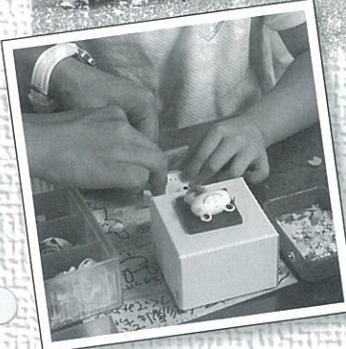


名青税 家族懇親会

青名
税連盟

家族懇親会

伊那谷道中かぶちゃん村

平成27年
8/29(土)

平成27年8月29日(土)に名青税家族懇親会が飯田市の伊那谷道中かぶちゃん村にて開催されました。近年は多くの会員の方に参加していただいていますが、今年も139名に参加していただき、大型バス4台での家族懇親会となりました。



今年は8月の下旬になると天気予報は傘マークがならび、直前の部会でも当日の天気を心配しました。当日の名古屋の早朝は大雨で警報も発令されていましたが、8時頃には集合場所の金山駅も雨もやみ、昨年同様、いい意味で天気予報に裏切られた気がしました。



かぶちゃん村に到着し、前半と後半に分かれて繭玉を使ってマグネットを作りました。かつてはかぶちゃん村のある飯田市は養繭が盛んでした。今の子供たちは繭を触る機会もないため、貴重な体験ができたのではないかと思います。短い時間の中でしたが大人も子供も夢中になって犬や猫、ウサギなどの動物を作り、あっという間に午前中が終わってしまいました。



午後はフリータイムということで、併設されている温泉に入る人もあるれば、キャンドル作りなど他の体験をされる方もみました。また今回は厚生部企画として、かぶちゃん村の中でスタンプ＆シールラリーを開催し、ある場所ではじゃんけん、またある場所では遊具を使ったミッション等、計4箇所で違ったミッションでスタンプとシールを集めてもらいました。子供たちは競ってスタンプとシールを集めしていました。遊具はストラックアウトや輪投げや竹馬などの屋外で遊ぶ遊具ばかりで、テレビゲームで遊ぶことが多い中、体を思いっきり動かしている子供たちを見ると、ここ施設で家族懇親会を開催してよかったです。



今回は出発時に手間取ってしまい、予定時間よりも大幅に到着が遅れてしまい、体験時間等に十分な時間が取ることができないなど、参加していただいた皆様にはご迷惑をおかけてしまい、深くお詫びを申し上げます。

今年は土曜日に開催したこともあり参加者がどのくらい集まるか心配される中、ご参加いただきました会員及びご家族の皆様に感謝申し上げます。また各支部の取りまとめをしていただきました支部長の皆様、事前の準備から当日の運営までもてなす側に徹した厚生部の部員の方々ありがとうございました。

厚生副部長 俵直人





さいたま大会

第48回全国青年税理士連盟

●日 時／平成27年8月9日(日) ●場 所／ラフレさいたま



第48回 全国青年税理士連盟 経理部長就任にあたって

8月の全青税さいたま大会より、全青税の経理部長に就任しました昭和支部の仙田浩人です。

昨年度、初めて全青税の理事として1年間、法対策部を中心に参加させていただきましたが、今年度は、全青税の運営側である経理部長に就任することとなりました。

全青税の中で運営側としての役割をどれほど自分が果たせるのか、正直未知数の部分はございます。しかしながら、名青税で積み重ねてきた経験をもとに、名青税の代表として頑張って1年間役割を果たしていきたいと考えています。

皆さん、全青税に対してご支援のほどよろしくお願ひいたします。

全国青税 経理部長 仙田 浩人



全青税 秋季シンポジウム

●日 時／平成27年11月8日(日) ●場 所／大手町サンケイプラザ

【全青税東京シンポジウム報告】

11月8日 東京

後は金メダルの発表を残すのみ。手に汗握る中、司会者から言葉が発せられる。

「NAGOYA」



我らが宮島部長にスポットライトがあたる。



どっと会場から歓声が上がった。

少子高齢社会における
所得税のあり方を考えよう
名古屋青年税理士連盟 研究部



秋も深まる11月の初旬。全青税シンポジウムが開催されました。

東京五輪です。

015 全国青年税理士連盟 秋季シンポジウム in TOKYO



この日のために、日夜、研究に研究を重ね、練習に練習を重ね、雨にも負けず、風にも負けず、夜の睡魔にも、昼の睡魔にも負けず、お腹が空いても、議論を交わし、もう閉店ですと言われる時間に会議が終わり、車に乗り、電車に乗り、それぞれの地元に帰っていく。次の日は、決算か。お盆休みを返上し、天保山の頂きで研究し、バッターボックスに立って考えることは球種では無い。テニスボールがスタンドイン。ゴルフボールが斜めに切れていく。何故そうなったのか研究する。失敗したらそこから学べばいい。まずは失敗することが大切だ。受け身の練習は重要だ。そういうた過程を踏まえて、伸身の新月面が描く放物線は、栄光への架け橋だ、と言われる人間に、私はなりたい、そんな一心でみんな頑張ってきました。



宮島部長をはじめ、北島・渡邊両副部長、そして新開副会長

おつかれさまでした!

研究部員 吉岡生馬



名青税シンポジウムを終えて

研究部員 水野雅之

1月23日(土)、名青税シンポジウムが開催されました。研究部は「これからの所得税のあり方を考えよう」をテーマに発表しました。研究部ではこの1年間、応能負担原則の観点から現行所得税の問題点を分析するとともに、未来へ向けて、今後のるべき所得税のあり方について研究を重ねてきました。今年度は昨年秋に東京で開催された全青税シンポジウムの発表と税制改正要望書の作成も行ってきたため、名青税シンポジウムの発表は、そのすべての集大成の場となりました。発表は2部構成で行い、第1部では、「少子高齢社会における所得税のあり方を考えよう」と題して、るべき所得税について提言しました。前半では所得計算から給与所得、退職所得、公的年金について取り上げ、後半では所得控除から基礎控除、配偶者控除、扶養控除について取り上げました。全青税シンポジウムの発表スタイルを名青税シンポジウム用にアレンジし、内容もより深めて発表しました。第2部では、土地・株の税制のあり方を分離課税派と総合課税派に分かれ、ディスカッション形式で

発表しました。土地・株の税制のあり方については、こうであるべき!とまでは、あえて提言をするのではなく、部会の中で何日もかけて最後の最後まで熱く議論した内容を、30分に凝縮して再現する形での発表でした。

1年間研究部で議論してきた内容は、普段の実務ではありません意味を考えず、当たり前という感覚で処理してきたことが沢山ありました。しかし、決して当たり前のことではなく、様々な問題が含まれていることを考えさせられました。この研究部での経験は、今後の実務を行っていく中で、必ず役に立つと強く思いました。

宮島部長はじめ執行部の皆さま、部員の皆さま、1年間お世話になりました。新入部員の私を温かく迎え入れてくださったので、1年間なんとか続けることが出来たと思っております。おかげで貴重な経験を得ることが出来ました。名青税に入会し、研究部に参加でき、良かったと思っております。本当にありがとうございました。

名青税シンポジウム



平成28年1月23日(土) ホテルガーデンパレス名古屋



名青税シンポジウムを終えて

制度部長 梅田俊樹

制度部長の梅田です。名青税シンポジウム制度部発表、「伝家の宝刀 税理士だからできる権利救済について」はいかがだったでしょうか。

研究部の全青税シンポジウム発表を見てこれ以上のものができるのだろうかと考えておりましたが、

部員さん役員さんみなさまのおかげですばらしい発表ができたと感謝感激でございます。

無事に終わり、正直ほっとしております。

今年度制度部では、納税者の権利救済をテーマに1年間勉強してまいりました。例年の税理士法とは違い、どういった内容にすべきか何を伝えたいのか、当初は手探り状態で

したが、部会を重ね研修を行い、実務経験者の方々のお話

を聞くうちに方向性がまとまってきた。その中で小冊子の作成に着手し、名青税シンポの準備を始めました。最初このままで間に合うのかなと不安に駆られたことが何度もありましたが、シンポジウムが近づくに連れ徐々に完成していく発表内容に日々感謝でございました。

制度部一丸となった結果が、あの発表です！

内容の全てが伝わったかはわかりませんが、制度部の発表が今後のみなさまの仕事のお役に立てれば幸いでございます。

次は1年間の集大成、小冊子です。名青税シンポジウムで伝えきれなかったことなど内容盛り沢山になる予定です。ぜひお楽しみに！

平成28年1月23日(土) ホテルガーデンパレス名古屋

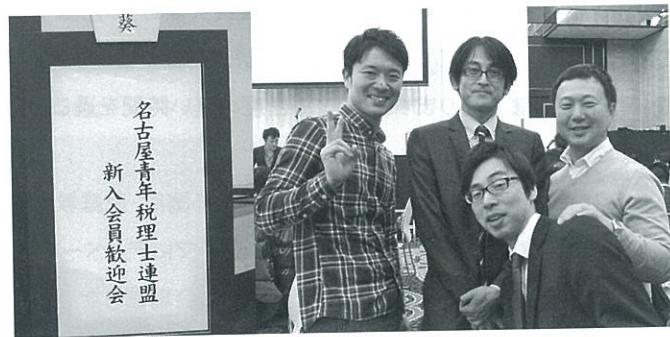


新入会員歓迎会

みなさんこんにちは！青税一年目、制度部員の服部です。去る平成28年1月23日(土)、ホテルガーデンパレス名古屋において新入会員歓迎会が開催されました。今回、新入会員として参加させていただきましたので、歓迎会の様子をレポートしたいと思います。

各支部から多くの先輩方にお集まりいただき、新入会員を囲みつつ楽しい雰囲気で会は進行。今まで面識がなかった他の新入会員の方や先輩方ともお酒を酌み交わしつつ、たくさんお話をすることができました。

歓談の後、各部のみなさんが壇上に上がり、新入会員に向けて各部の活動内容について紹介していただきました。そして、今度は新入会員全員が壇上に上がり、チーム対抗のアトラクションへ。箱の中身は何だろな、ほか、様々な競技(?)が行われました。結果は、我が赤チームの優勝でした！ちなみに私はカレーの早食い競争に参加しましたが、はい、特に何の見せ場もなく終了です(チーン…)



終盤には一年間の青税活動を振り返るスライドが流れ、全員がそれぞれの青税活動に思いを馳せていらっしゃいました。会員が一同に会する青税イベントの締めくくりとして、とても楽しい歓迎会になりました。

最後になりましたが、新入会員歓迎会に参加していただいた皆様、準備を重ねて楽しい歓迎会にしてくださった厚生部の皆様に心から感謝です。ありがとうございました！

新入会員 服部祐介



平成27年10月11日(日)に名城大学天白キャンパスにて、ディベート大会を開催しました。判例等研究委員会は5月の総会で立ち上がったばかりですが、あっという間の研究発表の場となります。短い活動期間ではありますが、とても密度の濃い時間を過ごしました。

内容は第一部として「教育機関等に派遣する講師・家庭教師に対する報酬は、給与所得に該当するか」をテーマにディベートを、第二部として「重加算税について」をテーマに会場を巻き込んだディスカッションを行いました。委員のみなさんや観戦にお越し頂いたみなさんのおかげで無事終えることができました。この委員は有志で募っています(私の声掛けに強制を感じていたら申し訳ございません)。そのこともあり、みなさん積極的に参加してくれました。ありがたい限りです。大会前夜は、ほかといたら朝までやるんじゃないかという勢いさえ感じました(言い過ぎかな?)。また、大会に至るまでに会長をはじめ、ディベート経験者や賛助会員の皆さんにも手伝ってもらっています。忙しいにもかかわらず、本当

にありがとうございます。そして、みなさんにご尽力頂いた結果、ディベートで勝利を手にすることができます。私は観戦しておりましたが、「とにかく強い!」と感動しました。

ディベートって大会に至るまでに相当の労力を要します。結構大変なものだと思います。ですが、いざやりだすと意外と面白いんですよね。そして様々な角度から一つの事案について考えるのに考える力が付き、発言にも応用力が付くと思います。やはり大変ではあるものの、その分、身につくものも多いと思います。日頃の実務の中ではそうできる経験ではないのではないでしょうか? 機会があればみなさんも体験して、是非感じてみてください。絶対無駄なものにはなりませんよ。そして、青税活動を通して、同じ時間を共有するのもいいものですよ。

最後に「委員のみなさん本当にありがとう!」皆さんに助けられ委員長を務めることができました。感謝に尽きます。

判例等研究委員長 安藤 宣貴

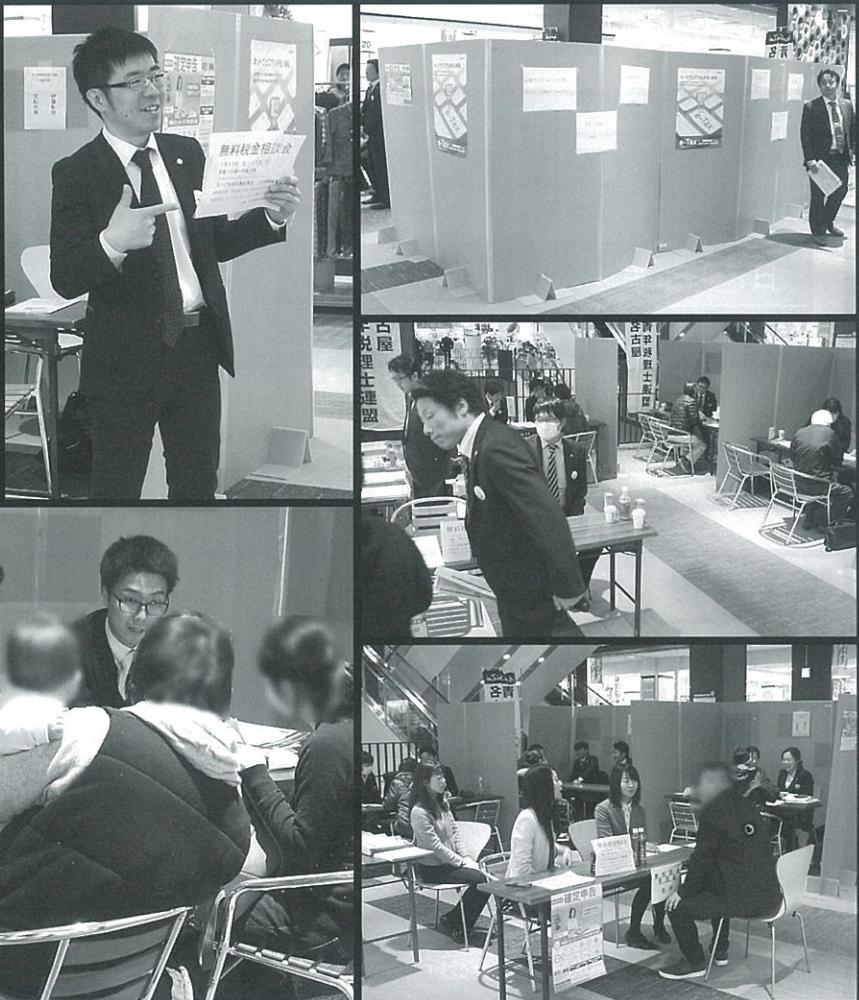
税理士 職業セミナー

平成27年10月21日(水)
堀山女学園大学 星が丘キャンパス



名青税 無料税金 相談会

平成28年1月30日・31日
ヨシヅヤ名古屋名西店



i

information

昭和42年2月3日に産声を上げた名古屋青年税理士連盟が、創立50年というアニバーサリーヤーを迎えます。

半世紀にわたる歴史を刻み続けることができたのは、諸先輩方の長きにわたる熱い活動のバトンを、各世代の若い会員が大切に繋ぎ続けてきた成果です。

これまでの歴史を振り返り、今後のさらなる発展に向け、50周年事業として下記のとおりシンポジウム、記念式典、祝賀会を企画いたしました。

会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

50周年記念事業準備委員長 小栗大樹



名青税50周年記念式典・祝賀会

開催日

会場

タイム
スケジュール

平成29年1月14日(土)

名古屋観光ホテル(名古屋市中区錦1-19-30)

14時00分～ 50周年記念シンポジウム

17時00分～ 記念式典

18時15分～ 祝賀会

第51回 定期総会

日 時：平成28年5月14日(土)

場 所：税理士会ビル

総 会 13:30～17:00

定期総会懇親会

日 時：平成28年5月14日(土)

場 所：ルブラ王山

懇親会 18:00～20:30

編集後記

この1年、会員名簿の発送、広報誌の編集、ブログ・ホームページの運営等、様々な業務がありましたが、会員の皆様には積極的にご協力いただき大変感謝しております。

今年度最後の広報誌を発行でき、ほっとした気持ちでおりますが、今年度の組織・広報部としての課題を整理し、来年度の名青税に繋げることができればと感じております。

来年度も皆様の力で名青税を盛り上げていきましょう!!

組織・広報副部長 小木曾駿介

名古屋青年税理士連盟

〒464-0067

名古屋市千種区池下一丁目8-18 仲田ビル1F

<http://www.meiseizei.gr.jp/>

編集責任者／組織・広報担当副会長 佐藤昌哉

発行所／名古屋青年税理士連盟 組織・広報部

印刷所／有限会社 真清社